

小樽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(案) 概要

目 次

■特定教育・保育施設の運営に関する基準

※暴力団の排除	1
(I)利用定員に関する基準	1
(II)運営に関する基準	1～3
(III)特例施設型給付費に関する基準	4

■特定地域型保育事業の運営に関する基準

※暴力団の排除	4
(I)利用定員に関する基準	4
(II)運営に関する基準	4～5
(III)特例施設型給付費に関する基準	6

■その他

その他	6
-----	---

小樽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(案) 概要

「区分」欄中…従=「従うべき基準」 参=「参酌すべき基準」

■特定教育・保育施設の運営に関する基準

項目	インデックス	国が示す基準(政省令)	区分	市の考え方	
暴力団の排除 (市独自基準)	1	—	—	市民の安全で平穏な生活の確保、社会経済活動の健全な発展及び青少年の健全な育成に寄与することを目的とし、「特定教育・保育施設」は暴力団等であってはならないことを規定します。	
(I)利用定員に関する基準	2	利用定員等	○ 新制度の認定を受ける保育所、認定こども園の利用定員は20名以上とする。 ○ 利用定員は、認定こども園、幼稚園、保育所の区分に応じて、子どもの年齢及び保育の必要性の有無で定める。	従 従	国の基準どおり 国の基準どおり
(II)運営に関する基準	3	重要事項の説明等	○ 利用申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制等の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得なければならない。	従	国の基準どおり
	4	利用申込に対する応諾義務の原則	○ 支給認定された保護者から利用申込みを受けたときは、正当な理由なく拒んではならない。	従	国の基準どおり
	5	利用定員を超えた場合の選考	○ 幼稚園・認定こども園が利用定員を超えた場合は、抽選、申込み受付順、設置者の教育保育理念等に基づく選考、その他公正な方法で選考しなければならない。 ○ 保育所・認定こども園が利用定員を超えた場合は、保育の必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう選考するものとする。 ○ 選考方法は、あらかじめ保護者に明示しなければならない。	従 従 従	国の基準どおり 国の基準どおり 国の基準どおり
	6	市町村が行う利用調整等への協力	○ 市町村が行う利用調整等に対し、できる限り協力しなければならない。	従	国の基準どおり
	7	利用者負担額等	○ 教育・保育を提供した際は、保護者から利用者負担額の支払を受けるものとする。 ○ 教育・保育の質の向上を図る上で必要と認められる対価の額の支払を保護者から受け取ることができる。(上乗せ徴収) ○ また、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。(実費徴収) ① 日用品や文房具等の購入に要する費用 ② 行事参加に要する費用 ③ 食事の提供に要する費用(一部除外規定等あり) ④ 通所に提供される便宜に要する費用 ⑤ その他必要とされるものに係る費用で、保護者の負担が適当と認められる費用 ○ 費用の額の支払を受けた場合は、保護者に領収証を交付しなければならない。 ○ 費用徴収に際しては、あらかじめ支払を求める理由を書面によって明らかにし、保護者に説明し、同意を得ることとする。	従 従 従 従 従 従	国の基準どおり 国の基準どおり 国の基準どおり 国の基準どおり 国の基準どおり 国の基準どおり
		○ 各施設はその区分に応じて、教育要領、保育要領等に基づいて教育・保育の提供を行わなければならない。 ① 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園教育・保育要領			

項目	インデックス		区分	市の考え方
		国が示す基準(政省令)		
8	教育要領、保育要領等	<p>②認定こども園(①を除く) 幼稚園教育要領及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に基づき保育所の保育内容について厚生労働大臣が定める指針(このほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない)</p> <p>③幼稚園 幼稚園教育要領</p> <p>④保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の規程に基づき保育所の保育内容について厚生労働大臣が定める指針</p>	従	国の基準どおり
9	子どもの差別的取扱いの禁止	○ 子どもの国籍、社会的身分、費用負担の有無等によって、差別的取扱いをしてはならない。(※)	従	国の基準どおり
10	職員による有害行為の制限	○ 職員は、子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。(※)	従	国の基準どおり
11	懲戒に係る権限の濫用禁止	○ 施設長(管理者)は、子どもへの懲戒行為について、身体的苦痛を与え、人格を辱める等権限を乱用してはならない。(※)	従	国の基準どおり
12	秘密の保持等	<p>○ 職員及び管理者の守秘義務と、退職者への必要な措置についての規程。(※)</p> <p>○ 小学校等の関係機関に子どもの情報を提供する際には、あらかじめ文書で保護者の同意を得ておかなければならぬ。(※)</p>	従	国の基準どおり
13	事故防止等	<p>○ 事故防止等のため、以下のような措置を講じなければならない。(※)</p> <p>①事故発生時の対応、報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針の整備</p> <p>②事故が発生した場合、それに至る危険性がある事態が生じた場合に、報告、分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制の整備</p> <p>③事故防止のための委員会及び従業者に対する研修の定期的開催</p> <p>○ 事故が発生した場合は、速やかに市町村、家族に連絡とともに必要な措置を講じなければならない。(※)</p> <p>○ 事故の状況および処置を記録しなければならない。(※)</p> <p>○ 賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに行わなければならない。(※)</p>	従	国の基準どおり
14	教育・保育の提供が困難な場合の他施設の紹介等	○ 施設が自ら適切な教育・保育の提供が困難な場合は、他の適切な施設又は事業を紹介する等の措置を講じるものとする。	参	国の基準どおり
15	受給資格等の確認	○ 教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定証により認定の有無、有効期間等を確認することとする。(※)	参	国の基準どおり
16	支給認定の申請に係る援助	○ 支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該申請が行われるよう必要な援助を行うこと。(※)	参	国の基準どおり
17	子どもの心身の状況等の把握	○ 子どもの心身の状況、置かれている環境等の把握に努めることとする。	参	国の基準どおり
18	小学校等との連携	○ 教育・保育の提供の終了に際して、小学校又は他の教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。(※)	参	国の基準どおり
19	教育・保育の提供内容の記録	○ 教育・保育の提供内容等を記録しなければならない。(※)	参	国の基準どおり
20	施設型給付費等の額の通知等	○ 法定代理受領により施設型給付費の支給を受けた場合は、保護者に額を通知しなければならない。(※)	参	国の基準どおり
21	教育・保育の評価等	○ 教育・保育の質の評価を行い、常に改善を図らなければならない。また、定期的に評価を受けて公表し、改善を図るよう努めなければならない。	参	国の基準どおり
22	子ども、保護者に対する相談、助言	常に子どもの心身の状況、置かれている環境等の把握に努め、子ども、保護者の相談に応じ、必要な助言を行わなければならない。(※)	参	国の基準どおり
23	緊急時の対応	○ 子どもの体調が急変した場合には、速やかに保護者又は医療機関に連絡する等、必要な措置を講じなければならない。(※)	参	国の基準どおり

項目	インデックス	国が示す基準(政省令)	区分	市の考え方
24	保護者に関する市町村への通知	○ 保護者が不正行為により施設型給付費の支給を受けるなどしたときは、意見を付して市町村に通知しなければならない。(※)	参	国の基準どおり
25	重要事項に関する規程の整備	○ 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 ① 施設の目的及び運営方針 ② 教育・保育の内容 ③ 職員の職種、員数、職務内容 ④ 教育・保育を行う日、時間など ⑤ 利用者負担額など ⑥ 認定区分ごとの利用定員 ⑦ 利用開始、終了に関する事項など ⑧ 緊急時等の対応方法 ⑨ 非常災害対策 ⑩ 虐待防止のための措置 ⑪ その他重要事項	参	国の基準どおり
26	職員の勤務体制の確保等	○ 職員の勤務体制を定めておくほか、研修の機会を確保しなければならない。 ○ 当該施設の職員により教育・保育を提供しなければならない。(例外規定あり)	参 参	国の基準どおり 国の基準どおり
27	定員遵守の原則	○ 利用定員を超えて教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、所定のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	参	国の基準どおり
28	運営規程等の掲示	○ 施設の見やすい場所に運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担、その他の重要な事項を掲示しなければならない。(※)	参	国の基準どおり
29	教育・保育内容に関する情報提供	○ 教育・保育内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。広告をする場合は、虚偽、誇大なものとしてはならない。(※)	参	国の基準どおり
30	利益供与等の禁止	○ 教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。(※) ○ 子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。(※)	参 参	国の基準どおり 国の基準どおり
31	苦情解決	○ 家族からの苦情に迅速且つ適切に対応するために必要な措置を講じなければならない。また、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。(※) ○ 教育・保育に関する子ども等からの苦情に関し市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。(※) ○ 教育・保育に関し市町村が行う調査等に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行い、市町村から求めがあった場合は改善内容を市町村に報告しなければならない。(※)	参 参 参	国の基準どおり 国の基準どおり 国の基準どおり
32	地域との連携等	○ 運営に当たっては地域住民等との連携、協力を実行等、地域との交流に努めなければならない。(※)	参	国の基準どおり
33	会計の区分	○ 教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。(※)	参	国の基準どおり
34	諸記録の整備	○ 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。	参	国の基準どおり

項目	インデックス	国が示す基準(政省令)	区分	市の考え方
(Ⅲ)特例施設型給付費に関する基準	35 特別利用保育に関する設備基準等の遵守	○ 特別利用保育に関する設備基準等の遵守についての記載	従	国の基準どおり
	36 特別利用保育に関する利用定員の遵守	○ 特別利用保育に関する利用定員の遵守についての記載	従	国の基準どおり
	37 特別利用教育に関する設備基準等の遵守	○ 特別利用教育に関する設備基準等の遵守についての記載	従	国の基準どおり
	38 特別利用教育に関する利用定員の遵守	○ 特別利用教育に関する利用定員の遵守についての記載	従	国の基準どおり

■特定地域型保育事業の運営に関する基準

項目	インデックス	国が示す基準(政省令)	区分	市の考え方
暴力団の排除 (市独自基準)	1	—	—	市民の安全で平穏な生活の確保、社会経済活動の健全な発展及び青少年の健全な育成に寄与することを目的とし、「特定地域型保育事業者」は暴力団等であってはならないことを規定します。
(I)利用定員に関する基準	2 利用定員等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各事業の利用定員は以下のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ①家庭的保育事業 1人以上5人以下 ②小規模保育事業A型、B型 6人以上19人以下 ③小規模保育事業C型 6人以上10人以下 ④居宅訪問型保育事業 1人 ○ 利用定員は、0歳と1歳以上の区分で定める。 	従	国の基準どおり
	3 重要事項の説明等	○ 利用申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制等の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得なければならない。	従	国の基準どおり
(II)運営に関する基準	4 利用申込に対する応諾義務の原則	○ 支給認定された保護者から利用申込みを受けたときは、正当な理由なく拒んではならない。	従	国の基準どおり
	5 利用定員を超えた場合の選考	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用定員を超えた場合は、保育の必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう、選考する。 ○ 選考方法は、あらかじめ保護者に明示しなければならない。 	従	国の基準どおり
	6 市町村が行う利用調整等への協力	○ 市町村が行う利用調整等に対し、できる限り協力しなければならない。	従	国の基準どおり
	7 連携施設の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。)は、次に掲げる事項に係る連携協力を実行する特定教育・保育施設を適切に確保しなければならない。(利用定員が20人以上の事業所内保育事業を行う者は、①及び②に係る連携協力を求めることを要しない。) <ul style="list-style-type: none"> ①子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。 ②特定地域型保育事業所の職員が病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、必要に応じて代替保育等を提供すること。 ③子ども(事業所内保育事業を利用する支給認定子どもにあっては、その他の小学校就学前子どもに限る。)の保育提供の終了に際して、保護者の希望に基づき、引き続き連携施設において教育・保育を提供すること。 ○ 居宅訪問型保育事業を行うものは、連携する障害児入所施設その他の市町村の指定する施設を確保しなければならない。(離島地域など例外規定あり) 	従	国の基準どおり

項目	インデックス	国が示す基準(政省令)	区分	市の考え方
		○ 特定地域型保育事業を提供した際は、保護者から利用者負担額の支払を受けるものとする。 ○ 特定地域型保育事業の質の向上を図る上で必要と認められる対価の額の支払を保護者から受け取ることができる。(上乗せ徴収) ○ また、次に掲げる費用の額の支払を保護者から受け取ることができる。(実費徴収) ①日用品や文具等の購入に要する費用 ②行事参加に要する費用 ③通所に提供される便宜に要する費用 ④その他通常必要とされるものに係る費用で保護者の負担が適当と認められる費用 ○ 費用の額の支払を受けた場合は、保護者に領収証を交付しなければならない。 ○ 費用徴収に際しては、あらかじめ支払を求める理由を保護者に説明し、同意を得ることとする。	従	国の基準どおり
8	利用者負担額	①日用品や文具等の購入に要する費用 ②行事参加に要する費用 ③通所に提供される便宜に要する費用 ④その他通常必要とされるものに係る費用で保護者の負担が適当と認められる費用 ○ 費用の額の支払を受けた場合は、保護者に領収証を交付しなければならない。 ○ 費用徴収に際しては、あらかじめ支払を求める理由を保護者に説明し、同意を得ることとする。	従	国の基準どおり
9	保育の指針等	○ 事業者は 厚生労働大臣が定める指針に準じ、保育の提供を行わなければならない。	従	国の基準どおり
10	教育・保育の提供が困難な場合の他施設の紹介等	○ 事業者が自ら適切な保育の提供が困難な場合は、他の適切な施設又は事業を紹介する等の措置を講じるものとする。	参	国の基準どおり
11	子どもの心身の状況等の把握	○ 事業者は、子どもの心身の状況、置かれている環境等の把握に努めることとする。	参	国の基準どおり
12	保育の提供を終了した際の連携施設との連携	○ 事業者は、保育の提供の終了に際して、連携施設等との密接な連携に努めなければならない。	参	国の基準どおり
13	保育の評価等	○ 保育の質の評価を行うとともに、定期的に外部の評価を受けて公表し、改善を図るよう努めなければならない。 ○ 施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。 ①事業の目的及び運営の方針 ②保育の内容 ③職員の職種、員数、職務内容 ④保育を行う日、時間など ⑤利用者負担額など ⑥利用定員 ⑦利用開始、終了に関する事項など ⑧緊急時等の対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待防止のための措置 ⑪その他重要事項	参	国の基準どおり
14	重要事項に関する規程の整備	○ 事業者は、職員の勤務体制を定めておくほか、研修の機会を確保しなければならぬ。 ○ 当該事業所の職員により保育を提供しなければならない。(例外規定あり)	参	国の基準どおり
15	職員の勤務体制の確保等	○ 事業者は、利用定員を超えて保育の提供を行ってはならない。	参	国の基準どおり
16	定員遵守の原則	○ 事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。	参	国の基準どおり
17	諸記録の整備	○ 事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。	参	国の基準どおり

項目	インデックス	国が示す基準(政省令)	区分	市の考え方
(Ⅲ)特例地域型給付費に関する基準	18 特別利用地域型保育に関する認可基準の遵守 1	○ 特別利用地域型保育に関する認可基準の遵守についての記載 1	従	国の基準どおり
	19 特別利用地域型保育に関する利用定員の取扱い 1	○ 特別利用地域型保育に関する利用定員の取扱いについての記載 1	従	国の基準どおり
	20 特定利用地域型保育に関する認可基準の遵守 2	○ 特定利用地域型保育に関する認可基準の遵守についての記載 2	従	国の基準どおり
	21 特定利用地域型保育に関する利用定員の取扱い 2	○ 特定利用地域型保育に関する利用定員の取扱いについての記載 2	従	国の基準どおり

■その他

項目	インデックス	国が示す基準(政省令)	区分	市の考え方
その他	1 対価の受け取り	○ 特定保育所については、保育の質の向上を図る上で必要であると認められる対価について、受け取りの際に市町村の同意を得ることを要件とする。	従	国の基準どおり
	2 市町村の保育の委託に対する応諾義務の原則	○ 特定保育所は、市町村から保育を行うことの委託を受けた時は、正当な理由がない限り拒んではならない。	従	国の基準どおり
	3 利用定員に関する経過措置	○ 小規模保育事業C型の利用定員に関する経過措置についての記載。	従	国の基準どおり
	4 連携施設に関する経過措置	○ 特定地域型保育事業者の連携施設確保に関する経過措置についての記載。	従	国の基準どおり

○ 特定教育・保育施設の(※)印の規定については、特定地域型保育事業について準用する。